

建築物省エネ法の概要（詳細説明会）

国土交通省 住宅局住宅生産課 建築環境企画室

平成28年12月1日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

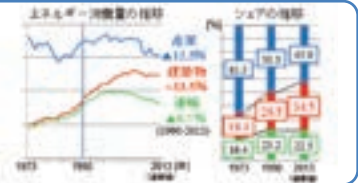
（平成27年法律第53号、7月8日公布）

＜施行日：規制措置は平成29年4月1日、誘導措置は平成28年4月1日＞

社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務の創設、エネルギー消費性能向上計画の認定制度の創設等の措置を講ずる。

背景・必要性

- 我が国のエネルギー需給は、特に東日本大震災以降一層逼迫しており、国民生活や経済活動への支障が懸念されている。
 - 他部門（産業・運輸）が減少する中、建築物部門のエネルギー消費量は著しく増加し、現在では全体の1/3を占めている。
- ⇒建築物部門における省エネルギー対策の抜本的強化が必要不可欠。



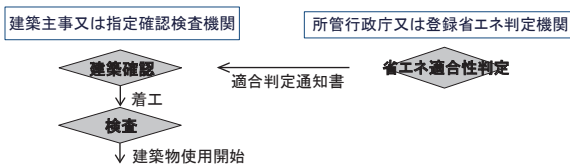
法律の概要

● 基本方針の策定（国土交通大臣）、建築主等の努力義務、建築主等に対する指導助言

特定建築物 一定規模以上の非住宅建築物（政令：2,000㎡）

省エネ基準適合義務・省エネ適合性判定

- ①新築時等に、建築物のエネルギー消費性能基準（省エネ基準）への**適合義務**
- ②基準適合について所管行政庁又は登録省エネ判定機関（創設）の**判定を受ける義務**
- ③建築基準法に基づく建築確認手続きに連動させることにより、実効性を確保。



その他の建築物 一定規模以上の建築物（政令：300㎡）

※基準適合義務対象を除く

届出

- 一定規模以上の新築、増改築に係る計画の所管行政庁への**届出義務**
- ＜省エネ基準に適合しない場合＞
- 必要に応じて所管行政庁が**指示・命令**

住宅事業建築主*が新築する一戸建て住宅

*住宅の建築を業として行う建築主

住宅トップランナー制度

- 住宅事業建築主に対して、その供給する建売戸建住宅に関する省エネ性能の基準（住宅トップランナー基準）を定め、省エネ性能の向上を誘導
- ＜住宅トップランナー基準に適合しない場合＞
- 一定数（政令：年間150戸）以上新築する事業者に対しては、必要に応じて大臣が**勧告・公表・命令**

規制措置

誘導措置

エネルギー消費性能の表示

建築物の所有者は、建築物が**省エネ基準に適合**することについて所管行政庁の認定を受けると、その旨の**表示**をすることができる。

省エネ性能向上計画の認定、容積率特例

新築又は改修等の計画が、**誘導基準に適合**すること等について所管行政庁の認定を受けると、**容積率の特例***を受けることができる。

*省エネ性能向上のための設備について通常の建築物の床面積を超える部分を不算入（10%を上限）



- その他所要の措置（新技術の評価のための大臣認定制度の創設 等）

現行省エネ法と建築物省エネ法の比較概要（新築に係る措置）

		現行省エネ法 エネルギーの使用の合理化等に関する法律	建築物省エネ法 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
大規模建築物 (2,000㎡以上)	非住宅	第一種特定建築物 届出義務 【著しく不十分な場合、指示・命令等】	特定建築物 適合義務 【建築確認手続きに連動】
	住宅	届出義務 【著しく不十分な場合、指示・命令等】	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】
中規模建築物 (300㎡以上 2,000㎡未満)	非住宅	第二種特定建築物 届出義務 【著しく不十分な場合、 勧告 】	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、 指示・命令等 】
	住宅		
小規模建築物 (300㎡未満)	住宅事業建築主 (住宅トップランナー)	努力義務 努力義務 【必要と認める場合、 勧告・命令等 】	努力義務 努力義務 【必要と認める場合、 勧告・命令等 】

※現行省エネ法に基づく修繕・模様替え、設備の設置・改修の届出、定期報告制度については、平成29年3月31日をもって廃止。

建築物省エネ法の規制措置の適用判断（§11・18、§19・22等）

- 建築物省エネ法の**規制措置（基準適合義務・適合性判定、届出義務）の適用**については、次により適用の有無を判断。
 - 1) 規制措置が**適用除外される建築物**であるかどうか
 - 2) **建築物の規模が一定以上**であるかどうか

1) 適用除外

・次の①～③に該当する建築物は、**規制措置を適用しない**。

①居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより、**空気調和設備を設ける必要がないことが想定される用途**に供する建築物
⇒「**畜舎**」や「**自動車車庫**」等



畜舎

自動車車庫

②保存のための措置等により省エネ基準に適合させることが困難な建築物
⇒「**文化財指定された建築物**」等

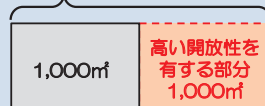
③仮設建築物

2) 建築物の規模

・1) に該当しない場合には、建築物の規模が一定以上であるかどうかについて、**次の①・②を踏まえて算定した床面積**により判断。

①**高い開放性を有する部分**は、規制措置の適用の有無を判断する際の**床面積に算入しない**。

例) 非住宅部分 2,000㎡

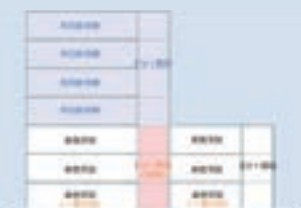


2,000㎡ - 1,000㎡ = 1,000㎡ < 2,000㎡
⇒**適合義務対象外**



高い開放性を有する部分

②**住宅・非住宅の複合建築物**については、**住宅部分を除く非住宅部分の床面積**により判断。



□ 非住宅専用部分 ⇒非住宅部分

■ 住宅と非住宅の共用部分
⇒主として住宅の居住者が使用する場合、**住宅部分**

□ 住宅専用部分 ⇒住宅部分

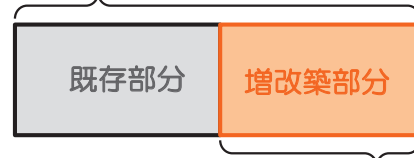
規制措置の対象となる非住宅建築物の増改築の規模(§ 11・12、 § 19、 附則 § 3等)

○ 非住宅建築物の増改築のうち、**以下を満たすものが適合義務対象**。

- ① 「増改築後の延べ面積」が **2,000 m²以上**
- ② 「増改築後の延べ面積」に対する「増改築部分の面積」の割合が **1/2 超**

※①の面積は「高い開放性を有する部分」を除いた面積

増改築後の延べ面積【B】



増改築部分の面積【A】

【C】 増改築の割合
= 増改築部分の面積【A】 / 増改築後の延べ面積【B】

【A】 増改築部分の面積	【B】 増改築後の延べ面積	【C】 増改築の割合	建築物省エネ法での 規制措置
300m ² 以上	2,000m ² 以上	1/2 超	適合義務
		1/2 以下 (特定増改築)	届出義務
300m ² 未満	2,000m ² 未満		届出義務
			規制対象外

(参考) 現行省エネ法と建築物省エネ法の比較概要 (非住宅・増改築)

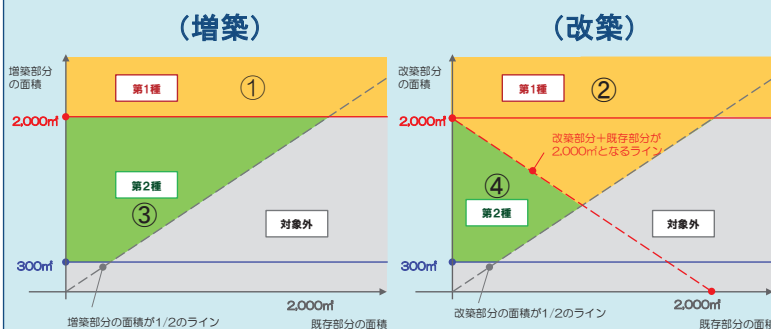
現行省エネ法

【届出 第1種】

- ① 2,000m²以上の「増築」を行う場合。
- ② 2,000m²以上の「改築」又は2,000m²以上の建築物に延べ面積の1/2以上の「改築」を行う場合。

【届出 第2種】

- ③ 300m²以上の「増築」で、かつ、既存部分の床面積以上の「増築」を行う場合。
- ④ 300m²以上の「改築」で、かつ、延べ面積の1/2以上の「改築」を行う場合。



建築物省エネ法

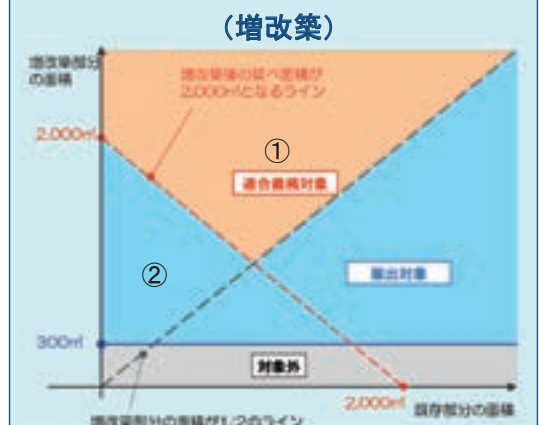
【適合義務】

- ① 300m²以上の「増改築」を行い、増改築後に2,000m²以上となる場合。

※ 増改築部分の床面積が増改築後の延べ面積の1/2以下の場合(特定増改築)は届出対象。

【届出】

- ② 300m²以上の「増改築」を行う場合。



省エネ基準(建築物のエネルギー消費性能基準)について

建築物のエネルギー消費性能(省エネ性能)

建築物に設ける空調(暖冷房)・換気・照明・給湯・昇降機(エレベータ)において、標準的な使用条件のもとで使用されるエネルギー消費量をもとに表される建築物の性能

省エネ基準(エネルギー消費性能基準)

＜義務化される大規模非住宅の基準のイメージ＞

設計値(設計一次エネルギー消費量) ≤ 基準値(基準一次エネルギー消費量)

⇒ 設計値が基準値を下回ればよい

「一次エネルギー消費量」

- = 空調エネルギー消費量※ + 換気エネルギー消費量
 - + 照明エネルギー消費量 + 給湯エネルギー消費量
 - + 昇降機エネルギー消費量
 - + その他エネルギー消費量 (OA機器等)
 - 太陽光発電設備等による創エネ量
- ※外壁、窓等の断熱化により空調エネルギー消費量を削減可能

省エネ性能向上のための取組例

①外壁、窓等を通しての熱の損失防止(断熱化)

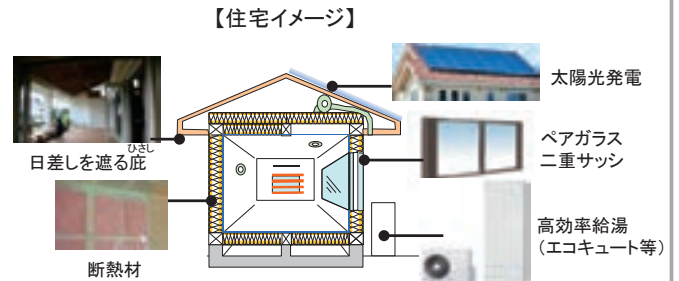
外壁の断熱材を厚くする、窓をペアガラスにする等、熱を逃げにくくし室内温度の維持を図ることで、空調設備で消費されるエネルギーを抑える

②設備の効率化

空調、照明等の設備の効率化を図り、同じ効用(室温、明るさ等)を得るために消費されるエネルギーを抑える

③太陽光発電等による創エネ

太陽光発電等によりエネルギーを創出することで、化石燃料によるエネルギーの消費を抑える



各種制度と対象建築行為、適用基準等の比較

	対象建築行為	申請者	申請先	適用基準
適合義務・適合性判定	特定建築物 (2,000㎡以上非住宅)の新築 特定建築物の増改築 (300㎡以上) * 法施行前からの既存建築物については 大規模な増改築のみ対象とする	建築主	所管行政庁 又は 登録省エネ判定機関が判定	エネルギー消費性能基準 (基準適合する旨の適合判定通知書 がなければ建築確認おらない)
届出	300㎡以上の新築・増改築	建築主	所管行政庁 に届出	エネルギー消費性能基準 (基準に適合せず、 必要と認めるときは、 所管行政庁が指示できる)
行政庁認定表示 (基準適合認定)	現に存する建築物 * 用途・規模限定なし	所有者	所管行政庁 が認定※	エネルギー消費性能基準 (基準適合で認定)
容積率特例 (誘導基準認定)	新築、増改築、 修繕・模様替え、 設備の設置・改修 * 用途・規模限定なし	建築主等	所管行政庁 が認定※	誘導基準 (誘導基準適合で認定)
住宅事業建築主	目標年度以降の各年度において、 供給する建売戸建住宅 (全住戸の平均で目標達成)	(年間150戸以上 建売戸建住宅を 供給する 住宅事業建築主)	申請不要 (国土交通大臣 が報告徴収)	住宅事業建築主基準 (基準に照らして、 必要と認めるときは、 国土交通大臣が勧告できる)

※登録省エネ判定機関等による技術的審査の活用を想定

建築物省エネ法に基づく基準の水準について

一次エネ基準（BEI）は、 $\frac{\text{設計一次エネルギー消費量}^*}{\text{基準一次エネルギー消費量}^*}$ が表中の数値以下になることが求められる。

*家電・OA機器等を除く

		エネルギー消費性能基準 (適合義務、届出、 省エネ基準適合認定表示)		誘導基準 (性能向上計画認定・容積率特例)		住宅事業建築主 基準(案) ^{※3}
		建築物省エネ法施行 (H28.4.1)後に新築され た建築物	建築物省エネ法施行 の際現に存する建築物	建築物省エネ法施行 (H28.4.1)後に新築され た建築物	建築物省エネ法施行 の際現に存する建築物	上段: ~H31年度 下段: H32年度~
非住宅	一次エネ基準(BEI)	1.0	1.1	0.8	1.0	—
	外皮基準(PAL*)	—		1.0	—	—
住宅	一次エネ基準(BEI) ^{※1}	1.0	1.1	0.9	1.0	0.9 0.85
	外皮基準: 住戸単位 ^{※2} (U_A, η_{AC})	1.0	—	1.0	—	— 1.0

※1 住宅の一次エネ基準については、住棟全体(全住戸+共用部の合計)が表中の値以下になることを求める。

※2 外皮基準については、H25基準と同等の水準。

※3 住宅事業建築主基準は平成28年度中の公布(平成29年4月1日施行)

8

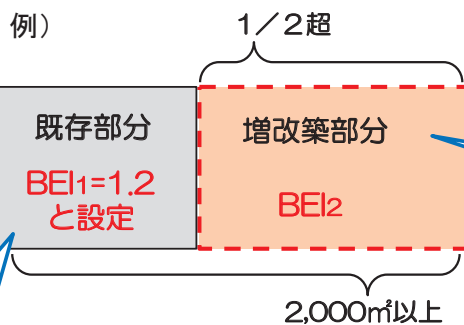
既存建築物の増改築時における省エネ性能の考え方

○既存建築物の増改築時においては、以下のとおり省エネ性能の算定ができることとする。

- ① **既存部分のBEI**は、当分の間、デフォルト値として**1.2と設定**
- ② **建築物全体のBEI**は、**既存部分のBEIと増改築部分のBEIとの面積按分で算出**。
※適合義務対象となる増改築に関し**上記算定方法を用いた場合、完了検査時において既存部分の確認は不要**。

適合義務(適合性判定)もしくは届出の対象となる建築物の増築又は改築を行う場合、当該増築又は改築の対象とならない既存建築物の部分も含めた建物全体での省エネ計画を提出することが必要。

$$\text{建築物全体のBEI} = 1.2 \times \frac{\text{既存部分の面積}}{\text{建築物全体の面積}} + \text{増改築部分のBEI}_2 \times \frac{\text{増改築部分の面積}}{\text{建築物全体の面積}}$$

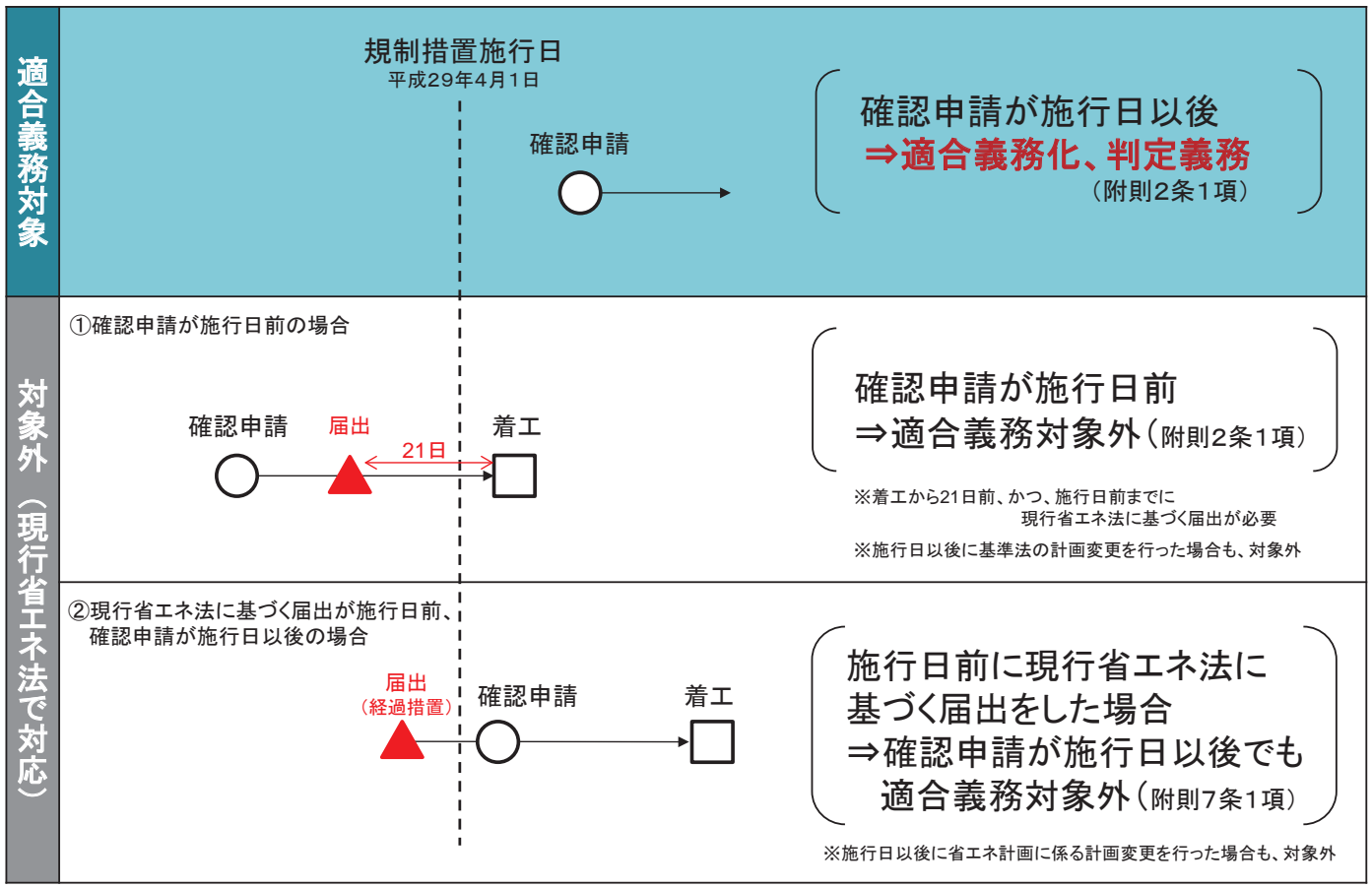


仕様を精査し1.2以下とすることも可だが、既存部分に係る完了検査の対象となる。

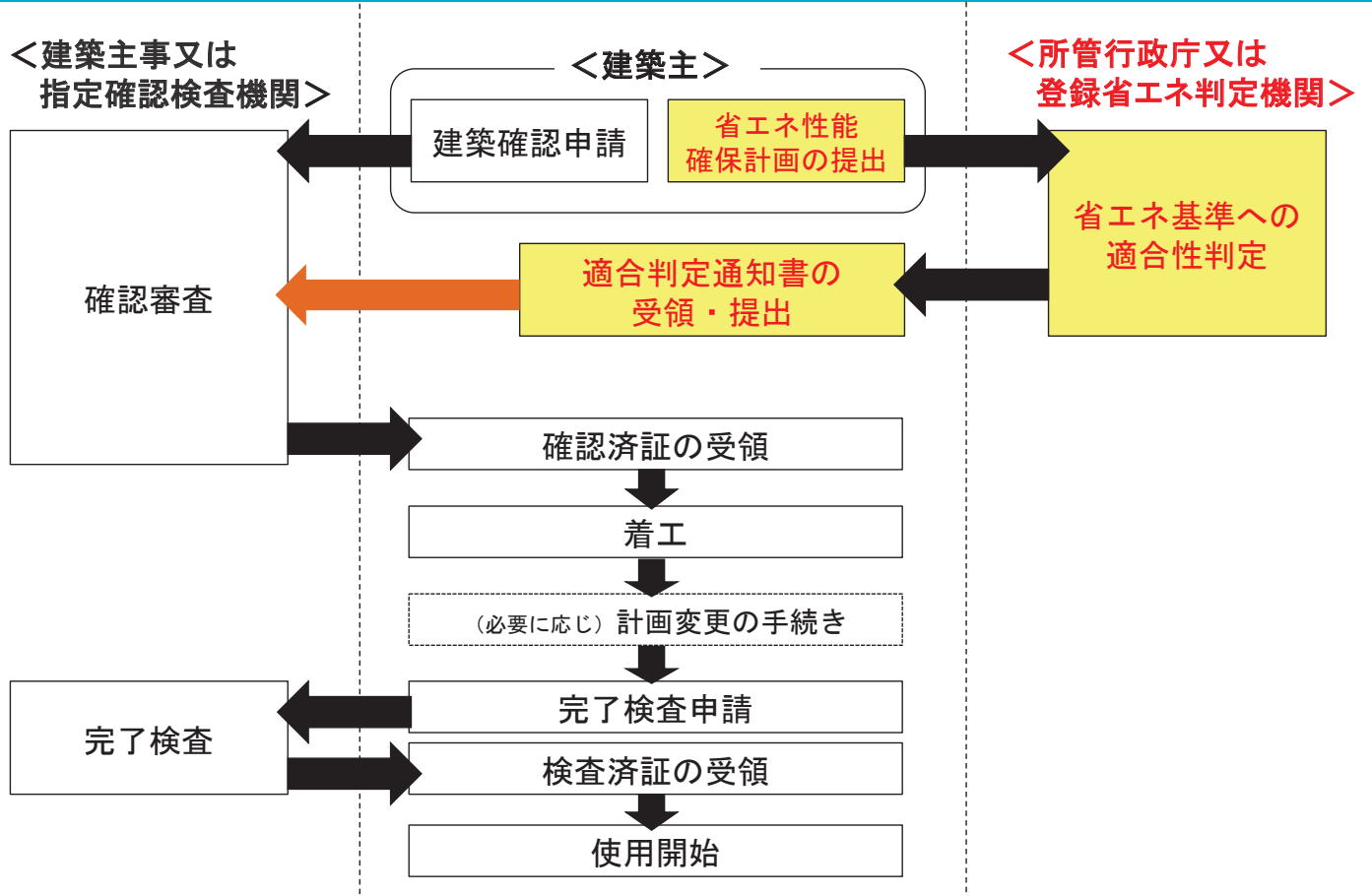
平成28年4月時点で現に存する建築物の増改築については、建物全体でBEI ≤ 1.1となれば良いので、適合義務対象となる非住宅部分の増改築面積が増改築後の非住宅部分の全面積の1/2超の増改築の場合、**結果として、増改築部分のBEIが1.0以下(新築と同等の基準)であれば基準に適合する。**

9

施行日前後の省エネ基準適合義務の適用関係(経過措置)



適合義務対象となる建築物に係る手続きの流れ (§ 11~18)



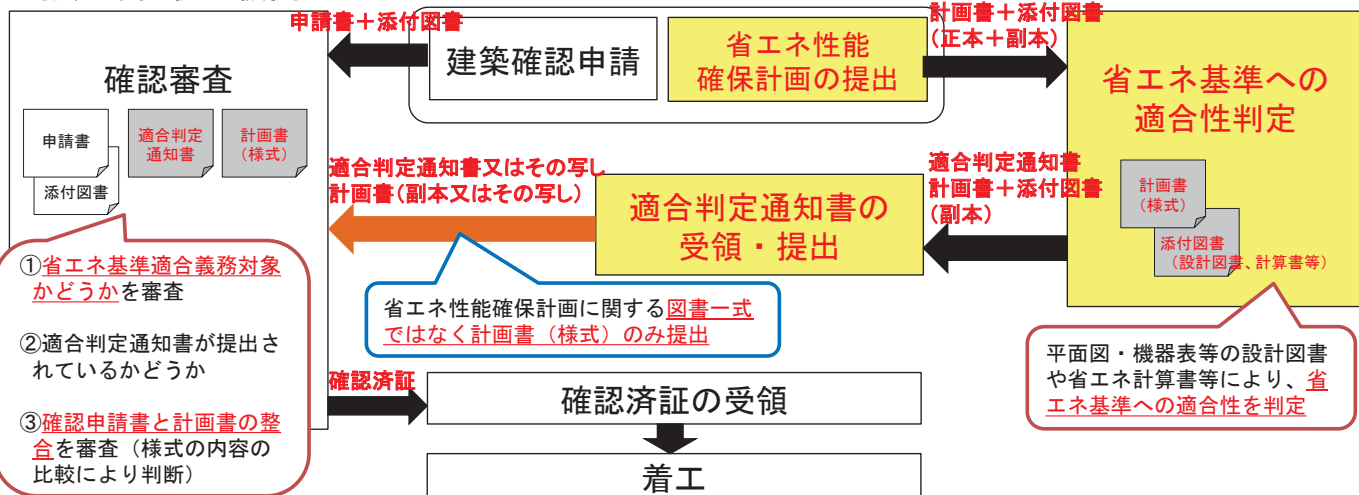
(1) 建築確認・適合性判定時の手続きの流れ

- 建築主は、建築確認に際し、**所管行政庁又は登録省エネ判定機関の省エネ基準への適合性判定**を受け、**適合判定通知書を建築主事又は指定確認検査機関に提出**することが必要。
- 所管行政庁又は登録省エネ判定機関は、平面図・機器表等の設計図書や省エネ計算書等により、計画が**省エネ基準に適合するかどうかを判定**。
- 建築主事又は指定確認検査機関は、確認審査時には次の3点を審査。
 - ① **省エネ基準適合義務対象かどうか**
 - ② 適合判定通知書が提出されているかどうか
 - ③ **確認申請書と計画書が整合**しているかどうか

<建築主事又は指定確認検査機関>

<建築主>

<所管行政庁又は登録省エネ判定機関>



12

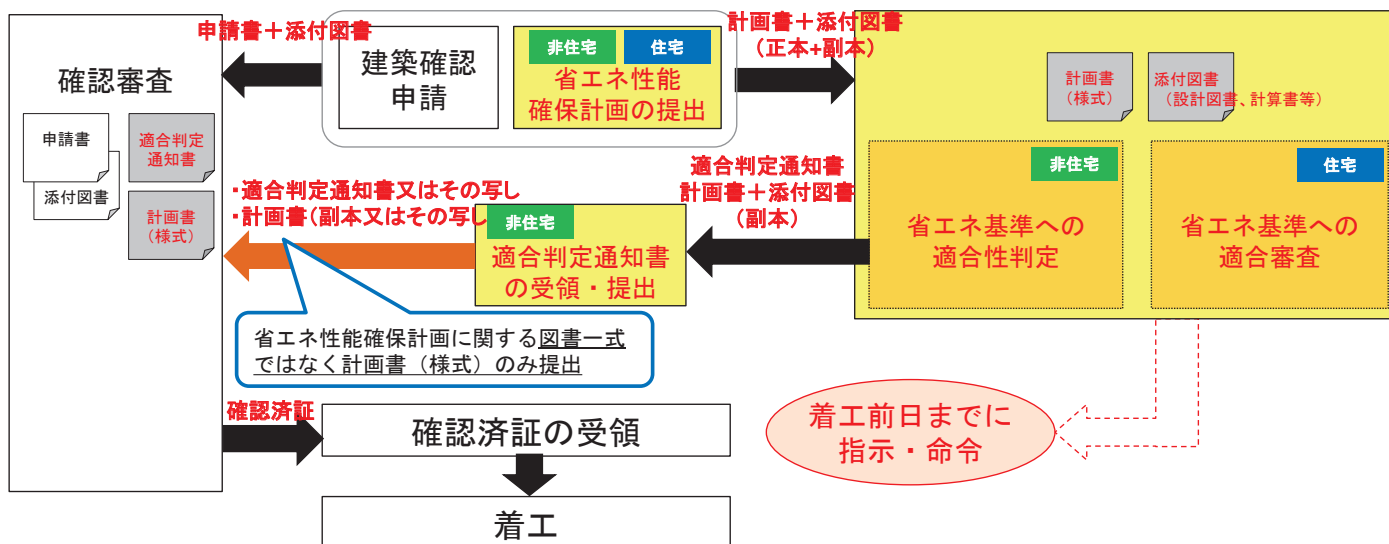
(1-2) 建築確認及び適合性判定の流れ(複合建築物・所管行政庁直接)

- 建築主は、所管行政庁に**複合建築物に係る省エネ性能確保計画**を提出する場合、**住宅部分・非住宅部分を含む建築物全体の計画書等**を提出することが必要。
- 所管行政庁は、**省エネ性能確保計画(非住宅部分に係る部分に限る。)**が省エネ基準に適合しているかどうかの判定を行うとともに、**省エネ性能確保計画(住宅部分に係る部分に限る。)**が省エネ基準に適合せず、必要と認めるときは、建築主に対して**指示・命令**をすることができる。

<建築主事又は指定確認検査機関>

<建築主>

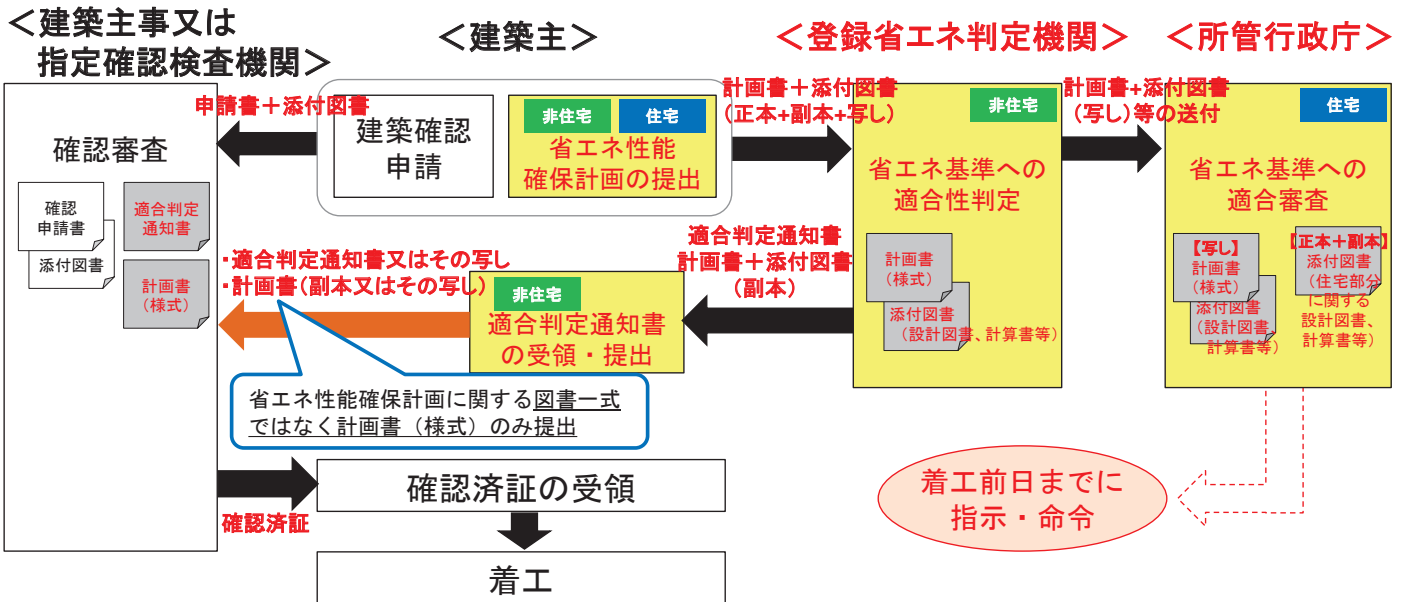
<所管行政庁>



13

(1-3) 建築確認及び適合性判定の流れ(複合建築物・登録省エネ判定機関経由)

- **建築主**は、登録省エネ判定機関に**複合建築物に係る省エネ性能確保計画**を提出する場合、**正本・副本に加え正本の写し(合計3部)**を提出することが必要。この場合、**登録省エネ判定機関**は、所管行政庁に遅滞なく**正本の写し等を送付**することが必要。
- 登録省エネ判定機関は、**省エネ性能確保計画(非住宅部分に係る部分に限る。)**が省エネ基準に適合しているかどうかの判定を行う。
- 所管行政庁は、**省エネ性能確保計画(住宅部分に係る部分に限る。)**が省エネ基準に適合せず、必要と認めるときは、**建築主**に対して指示・命令をすることができる。



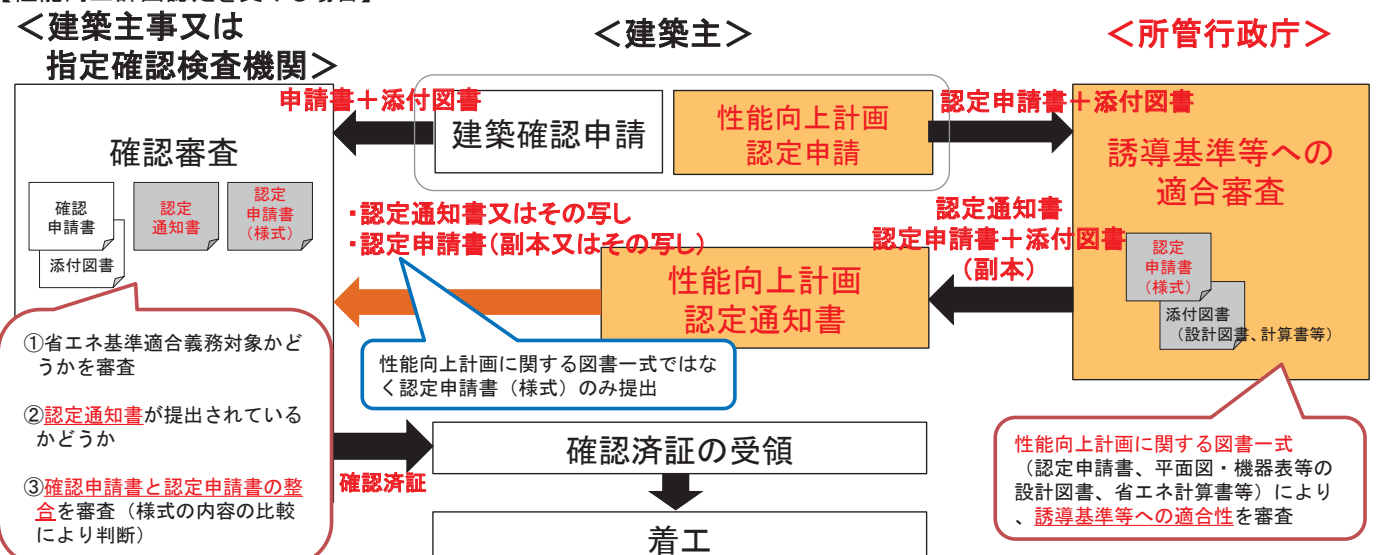
14

(参考)性能向上計画認定等を受けた場合の建築確認の流れ(標準)

- 適合性判定を受けなければならない計画について、**性能向上計画認定***を受けた場合は、**適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる**。この場合、建築主は適合判定通知書の代わりに、**性能向上計画認定通知書等を建築主事又は指定確認検査機関に提出**することが必要。
- 建築主事又は指定確認検査機関は、通常と同様に、確認審査時には**確認申請書と認定通知書の整合の審査等**を行う。

※ 特殊な構造・設備を用いる建築物の大臣認定、低炭素建築物新築等計画認定も同様。ただし、大臣認定の場合は、「認定通知書又はその写し+認定申請書(副本又はその写し)」ではなく、「認定書又はその写し+別添(一部)」を建築主事又は指定確認検査機関に提出。

【性能向上計画認定を受ける場合】



15

(2) 計画変更時の手続きの流れ

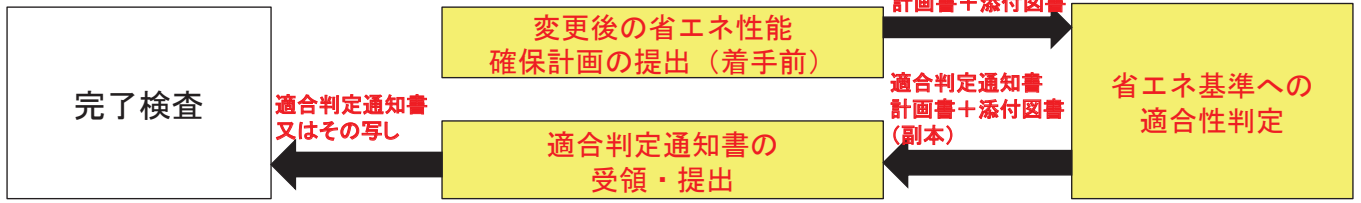
- 建築主は、適合性判定を受けた**計画の変更**(軽微な変更を除く。)を行った場合には、**当該工事着手前に変更後の計画を所管行政庁又は登録省エネ判定機関に提出。**
- 変更内容が省エネに関する事項のみの場合は、**変更後の計画に係る確認申請は不要。**

<建築主事又は
指定確認検査機関>

<建築主>

<所管行政庁又は
登録省エネ判定機関>

軽微な変更以外の変更の場合

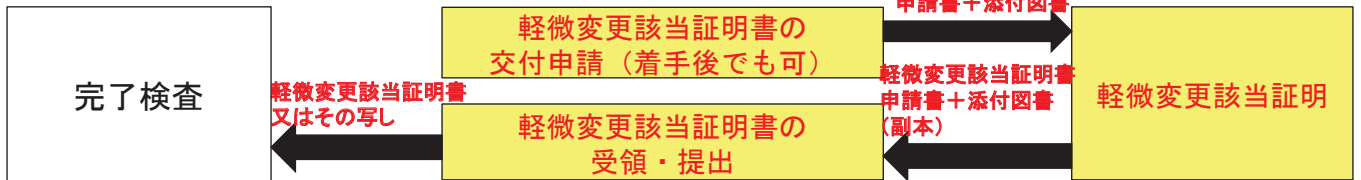


軽微な変更の場合

次のA～Cの変更を「**軽微な変更**」とする。

A省エネ性能が向上する変更 B一定範囲内で省エネ性能が低下する変更 C根本的な変更を除き、再計算により基準適合が明らかな変更

- A・Bの変更の場合、完了検査申請時に軽微変更説明書を添付
- Cの変更の場合、以下の手続



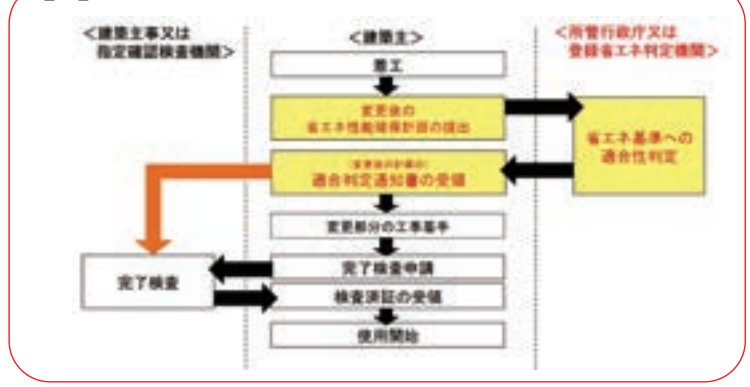
(2-2) 計画変更の流れ

	省エネに関する事項	他の建築基準関係規定に関する事項
【1】	変更無し又は軽微変更	変更無し又は軽微な変更
【2】	変更無し又は軽微変更	変更有り
【3】	変更有り	変更無し又は軽微変更
【4】	変更有り	変更有り

【1】



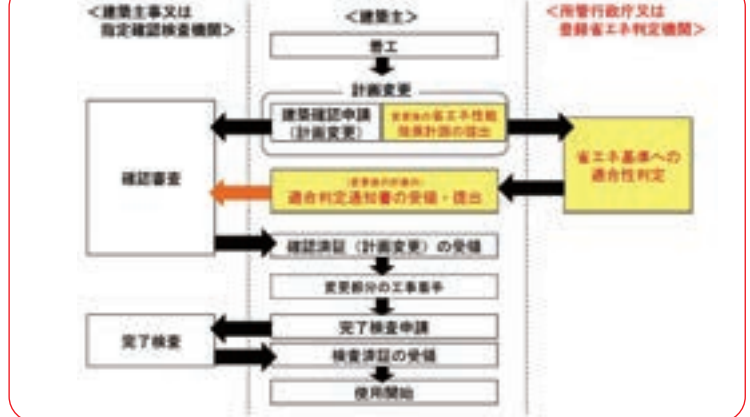
【3】



【2】

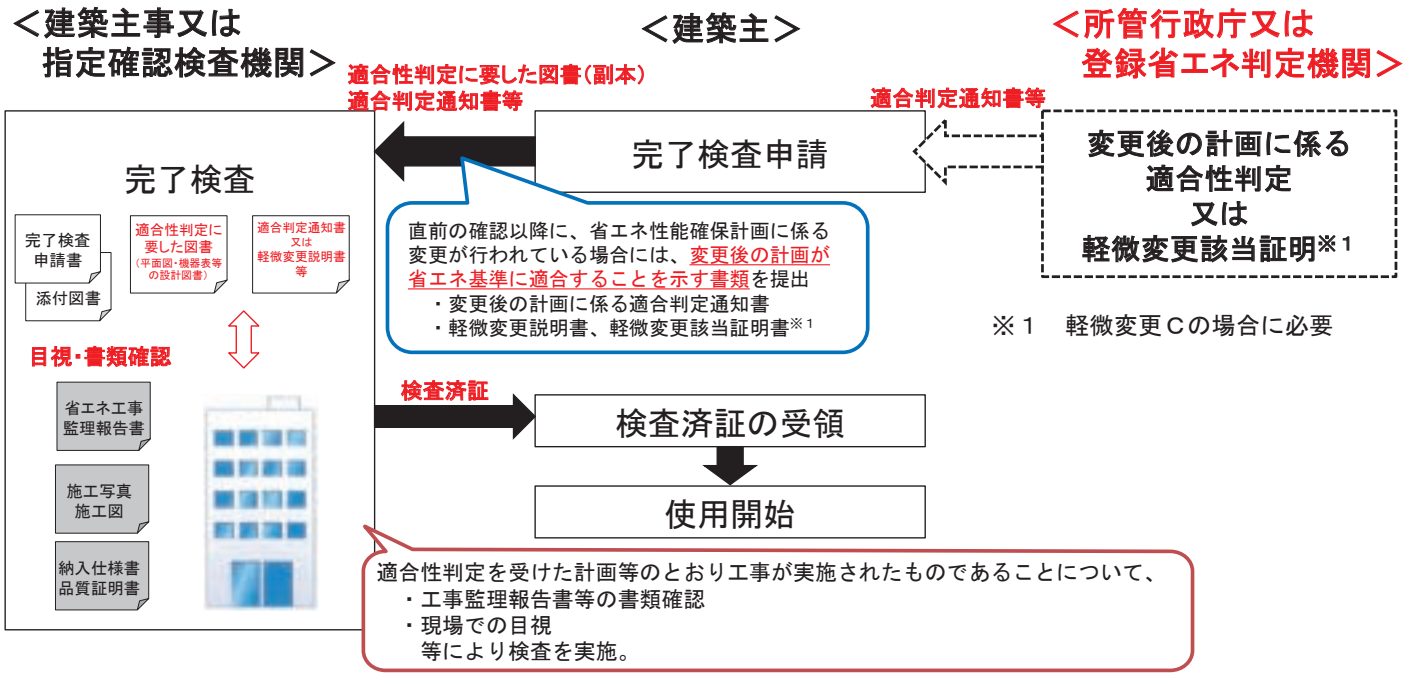


【4】



完了検査時の手続きの流れ

- 建築主は、完了検査申請の際、**適合性判定に要した図書**や（省エネに係る変更が行われている場合）**変更後の計画が省エネ基準に適合することを示す書類**を提出することが必要。
- 建築主事又は指定確認検査機関は、適合性判定を受けた計画等のおり工事が実施されたものであることを、**工事監理報告書等の書類確認**や目視により**検査**する。



適合性判定、工事監理・完了検査における建材・設備の仕様等の確認について

- 省エネ基準への適合義務対象となる建築物については、
 - ① **省エネ適合性判定に必要となる設計図書への、省エネ基準に係る建材・設備の仕様等の明示が必要。**
 - ② **工事監理・完了検査において、設計図書に明示された建材・設備の仕様等のおり工事が実施されていることの確認・検査が必要。**
- 設計図書に明示する内容、工事監理・完了検査における確認・検査内容は、下表のとおり。

計算プログラム※1に 入力する内容	設計図書に明示する内容	工事監理における 確認内容	完了検査における 検査内容
① 計算プログラムで選択 する仕様	○ 計算プログラムで選択する仕様 (記載例：グラスウール断熱材 50mm)	○ 納入仕様書等により、設計図書 に明示された 仕様 の建材・設備 が設置されていることを 確認	○ 工事監理報告書の 確認 等
② 所定の試験方法※2に基づき 測定された数値、 又は所定の製品規格※2 に基づく数値	○ 次の①又は② ① 性能値+試験方法 ※2 ② 製品規格 ※2 (記載例：0.050 (W/m・k) JIS A 1412に基づき測定)	○ 納入仕様書等により、設計図書に 明示された 性能又は規格 の建材・ 設備が設置されていることを 確認 ○ 性能証明書類 （第三者認証・ 自己適合宣言書 ※4）の 確認	○ 工事監理報告書の 確認 等 ○ 必要に応じ、性能証 明書類を確認
③ 任意評定に基づく数値 (所定の試験方法※2では 測定できない場合)	○ 性能値 ○ 第三者機関の任意評定に 係る評定内容 ※3 (記載例：0.040 (W/m・k) ○ 〇機関の任意評定に基づく (評定書は別添)	○ 納入仕様書等により、設計図書 に明示された 性能 の建材・設備 が設置されていることを 確認 ○ 性能証明書類 （評定書）の 確認	○ 工事監理報告書の 確認 等 ○ 必要に応じ、性能証 明書類を確認

※1 モデル建物法を利用する場合は、「モデル建物法入力支援ツール」。標準入力法を利用する場合は、「エネルギー消費性能計算プログラム」
 ※2 建材・設備ごとの所定の試験方法又は製品規格については、「建築物エネルギー消費性能基準への適合義務対象建築物に係る工事監理マニュアル」を参照
 ※3 登録省エネ評価機関において行われる任意評定に係る評定書。建設地に固有の条件(風量・河川の水温等)に基づき性能試験等を行う必要があるものは、大臣認定の対象
 ※4 JIS Q 17050-11に基づき所定の試験方法への自己適合宣言書や、JIS Q 10001に基づき所定の製品規格への自己適合宣言書等が該当

完了検査時に確認される建材・設備の品質証明について

- 断熱材の仕様や熱源機器の仕様等といった建材・設備等の試験品質及び生産品質の確認については、原則として**第三者認証による確認を受けていること(JIS表示等)**を前提とし、一品生産モノ等、第三者による確認を受けることが困難なものについては、**自己適合宣言※(当分の間)**により対応。

「温熱・省エネ設備機器等ポータル」について

一般社団法人住宅性能評価・表示協会ホームページ

一般社団法人住宅性能評価・表示協会ホームページ上に設けられている「温熱・省エネ設備機器等ポータル」では、省エネ基準で計算対象となる各設備機器等のメーカーごとの型番と計算上必要となる性能値の一覧が掲載。

所定の性能を有していることを証明する書類を入手、あるいは入手するための各メーカーの製品情報へのポータルサイトとなっており、**完了検査等において活用可能。**

http://www.hyokakyoukai.or.jp/

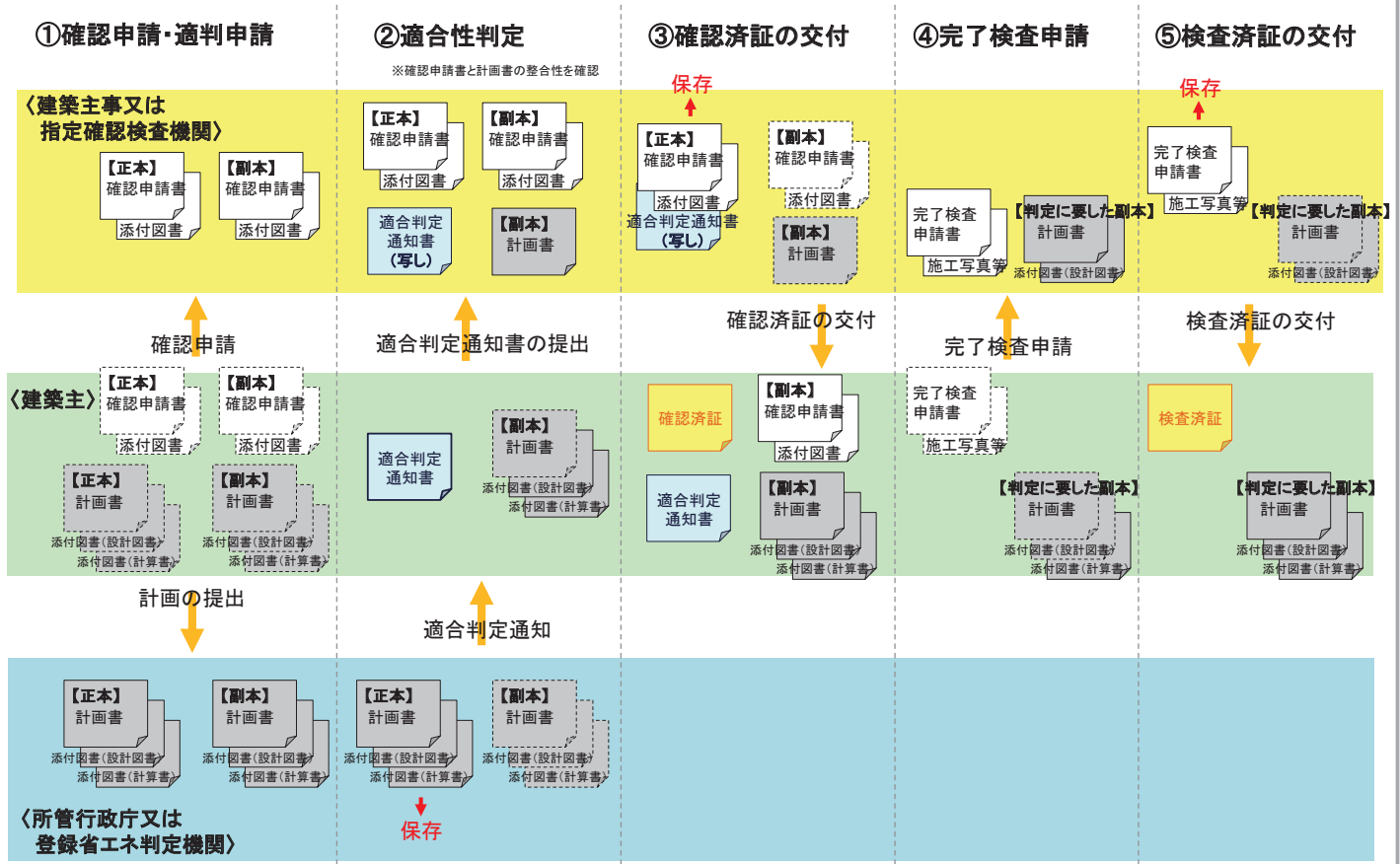
※検索結果に表示される事業者様名の順序はアクセスの度にランダムに入れ変わります。

型番	①定格能力(冷房) kW/台	②定格能力(暖房) kW/台	③定格能力(冷房) kW/台	④定格能力(暖房) kW/台	⑤定格能力(冷房) kW/台	⑥定格能力(暖房) kW/台	生産品質・試験品質による区分
1	○	○	○	○	○	○	
2	○	○	○	○	○	○	
3	○	○	○	○	○	○	
4	○	○	○	○	○	○	

納入した製品が記載されているページを印刷し、工事監理等における検査に用いることができます。

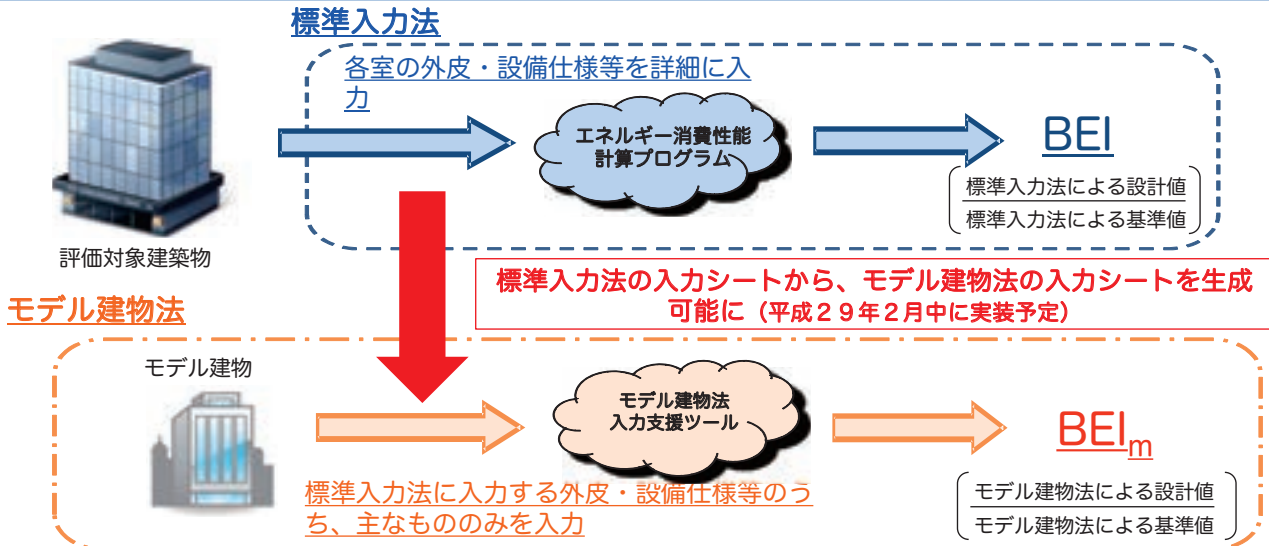
※JIS Q 1000に基づく当該製品に係る製品規格のJISへの自己適合宣言、JIS Q 17050-1に基づく当該規格等への適合宣言等を指す。

省エネ適合性判定を要する場合の図書・書類の流れ



標準入力法を用いた場合の適合性判定等の手続きについて

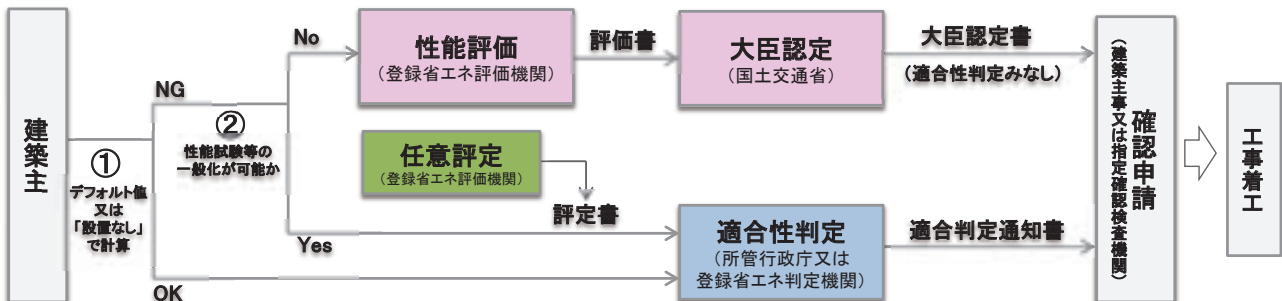
- **標準入力法はモデル建物法に比べ**、計算に際して入力する項目数が多い。したがって、より精緻に省エネ性能を評価することが可能である一方で、次のように、**適合性判定等の手続きに際して、申請者・審査者ともに負担が大きい**。
 - 1) 適合性判定において必要となる設計図書に記載すべき項目が多い
 - 2) 工事監理・完了検査において確認・検査すべき項目が多い
 (例) 外皮性能について、モデル建物法では断熱材のみの仕様等を入力、標準入力法では、外壁の構成要素の仕様等を入力
- 標準入力法を用いた場合にも、**標準入力法の入力シートから、モデル建物法の入力シートが自動的に生成され**、当該シートに基づき、**モデル建物法による結果が出力できるように、プログラムを整備する予定(平成29年2月中に実装予定)**。
- この場合、**モデル建物法による結果が省エネ基準に適合していれば($BEI_m \leq 1.0$)**、その結果を用いることにより、**モデル建物法と同様の負担での手続きが可能**となる。



建築物省エネ法における大臣認定とは

- ・省エネ基準で評価できない新技術(特殊の構造・設備)を用いる建築物について、**基準と同等以上の性能を有することについて国土交通大臣が認定**を行う制度。
- ・個別の建築物毎に、登録省エネ評価機関の性能評価結果に基づき、大臣が認定を行う。
- ・大臣認定を受けた場合には、適合性判定が必要な建築物については**適合判定通知書の交付(基準への適合性判定不要)を受けたものとみなし**、届出が必要な建築物については**届出をしたものとみなす**。

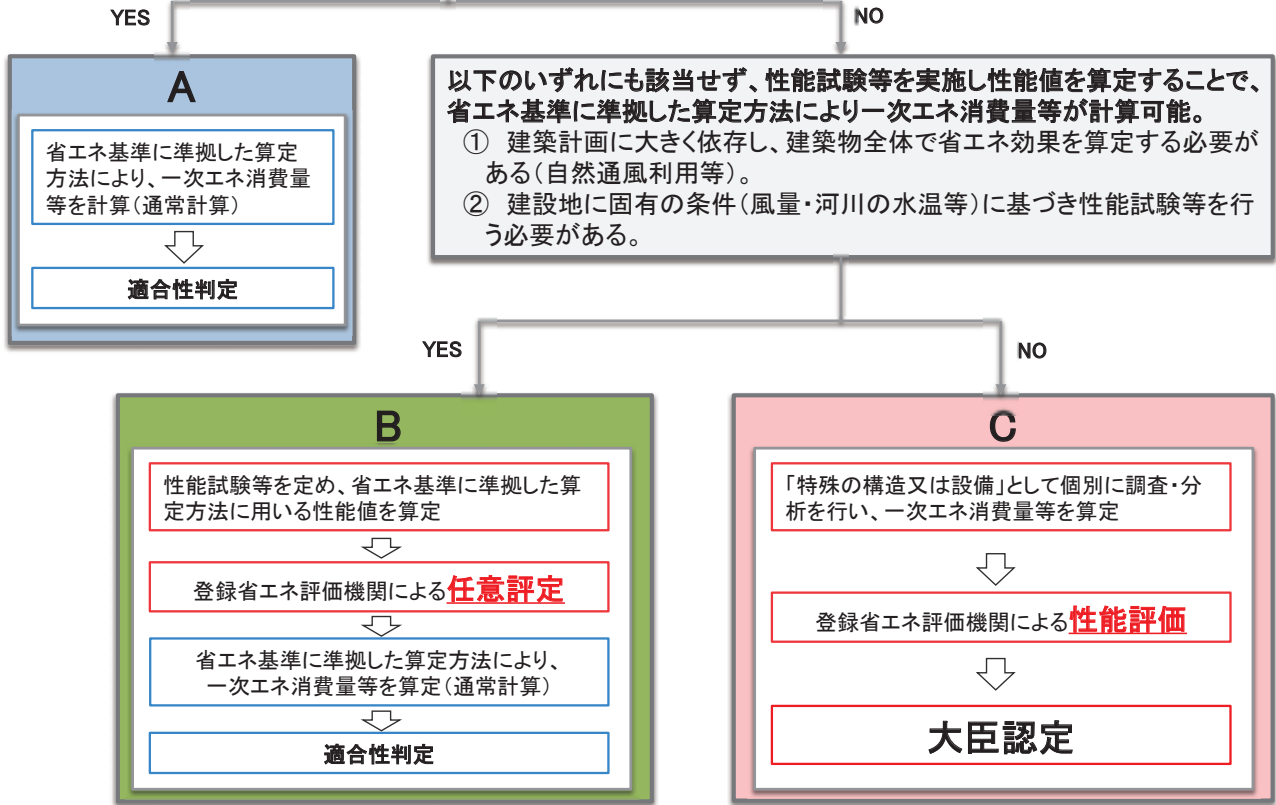
<認定プロセス> 性能評価 : 申請のあった建築物の省エネ性能を確かめるための技術評価。
 国土交通大臣の登録を受けた登録省エネ評価機関において行われる。
 大臣認定 : 登録省エネ評価機関において交付された性能評価書に基づいて、国土交通大臣が行う。



- ① まず、省エネ基準で評価できない構造又は設備について、省エネ基準に準拠した算定方法においてデフォルト値又は「設置なし」を選択し、省エネ計算を行う。計算結果が省エネ基準に適合する場合は、当該結果に基づき、所管行政庁又は登録省エネ判定機関による適合性判定を受ける。
 計算結果が省エネ基準に適合しない場合は、大臣認定等の対象となるかどうかについて登録省エネ評価機関に確認を行う。
- ② 登録省エネ評価機関への確認の結果、以下のいずれにも該当せず、性能試験等を実施し性能値を算定することで、省エネ基準に準拠した算定方法により一次エネ消費量等を計算可能と判断された場合、任意評定を活用して適合性判定を受ける。
 - i 建築計画に大きく依存し、建築物全体で省エネ効果を算定する必要がある(自然通風利用等)。
 - ii 建設地に固有の条件(風量・河川の水温等)に基づき性能試験等を行う必要がある。
 これに該当しない場合は、登録省エネ評価機関の性能評価を受け、その評価結果に基づき大臣認定を受ける。

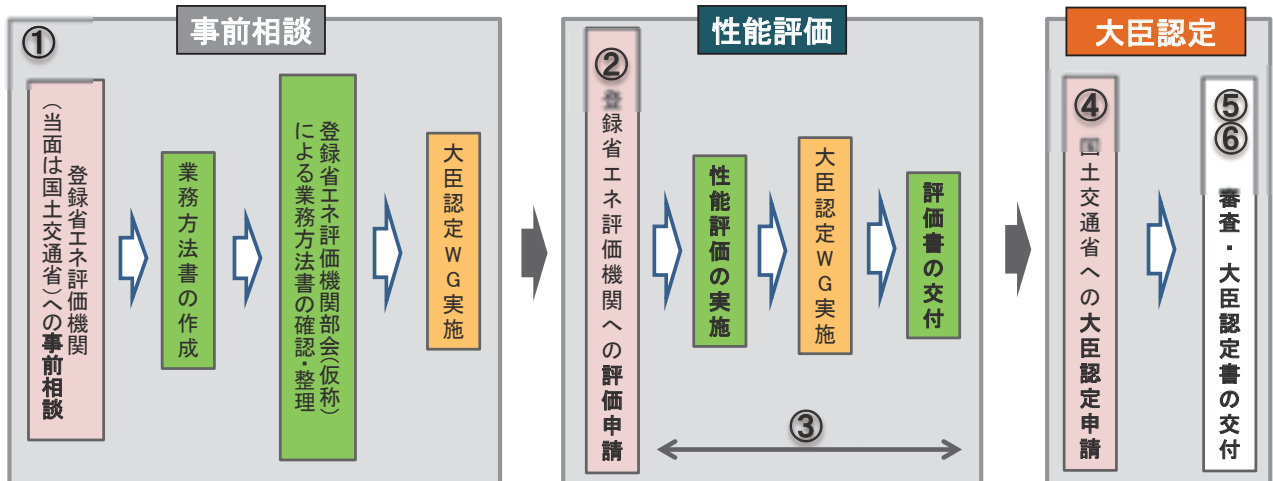
大臣認定の対象となる特殊の構造又は設備の考え方

省エネ基準に準拠した算定方法により計算可能であり、かつ、その計算方法が解説書に記載されている。



24

大臣認定の流れ



① 建築主による事前相談 (業務方法書が公表されていない場合)

※建築主は、評価申請前に申請対象となる建築物の評価方法案を作成し、登録省エネ評価機関に対して事前相談を行う。

登録省エネ評価機関は、評価方法案を基に業務方法書案を作成し、対象となる特殊の構造又は設備に関わるエネルギー消費性能の評価方法及び試験データ案等の確認し、(大臣認定WGによる確認、承認後)業務方法書として公表。

② 建築主の登録省エネ評価機関への評価申請 (業務方法書が公表されている場合)

※建築主は、公表された業務方法書に基づき作成した評価用提出図書を申請書に添えて、登録省エネ評価機関へ評価申請を行う。

③ 登録省エネ評価機関による性能評価の実施、消費性能に関する評価書の交付

※登録省エネ評価機関は、業務方法書に基づき審査を行い、申請された特殊の構造又は設備を用いる建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有することを評価し、(大臣認定WGによる評価結果の妥当性検証、承認後)評価書を交付する。

④ 建築主の国土交通省への大臣認定申請

※建築主は、登録省エネ評価機関が作成した消費性能に関する評価書等を申請書に添えて、大臣認定申請を行う。

⑤ 国土交通大臣の審査

※国土交通大臣は、登録省エネ評価機関が作成した消費性能に関する評価書に基づき、認定のための審査を行う。

⑥ 大臣認定証の交付

※国土交通大臣は、審査の結果、評価書の内容に問題なければ大臣認定書を交付する。

25

- **新築及び省エネ改修(※)**を行う場合に、省エネ基準の水準を超える**誘導基準等に適合**している旨の**所管行政庁による認定**を受けることができる ※増築・改築、修繕・模様替、空気調和設備等の設置・改修
- 認定を受けた建築物については、**容積率等の特例**を受けることができる

認定基準

① **誘導基準に適合すること**

※エネルギー消費性能基準を超えるものとして、経済産業省令・国土交通省令で定める基準

② **計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること**

③ **資金計画が適切であること**

容積率特例

・省エネ性能向上のための設備について、**通常の建築物の床面積を超える部分を不算入(建築物の延べ面積の10%を上限)**

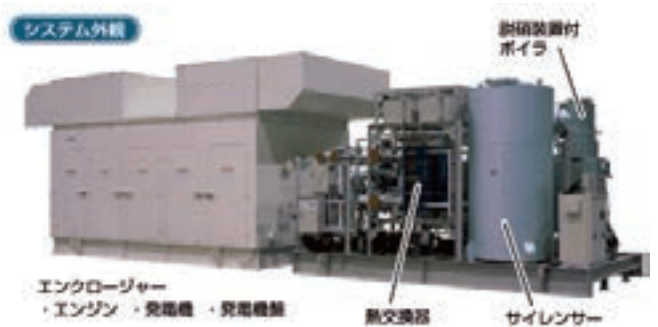
<対象設備>

- ①太陽熱集熱設備、太陽光発電設備その他再生可能エネルギー源を活用する設備であってエネルギー消費性能の向上に資するもの、
- ②燃料電池設備、
- ③コージェネレーション設備、④地域熱供給設備、⑤蓄熱設備、
- ⑥蓄電池(床に据え付けるものであって、再生可能エネルギー発電設備と連系するものに限る)、⑦全熱交換器

【具体的な設備例】

○ **コージェネレーション設備**

電力の使用先でガスを使って発電し、排熱を給湯などに有効利用することで高い総合効率を実現するシステム



BELS(ガイドラインに基づく第三者認証)と基準適合認定マークの活用イメージ

<基準レベル以上の省エネ性能をアピール>

- **新築時等に、特に優れた省エネ性能をアピール。**
⇒第三者機関による評価を受け、省エネ性能に応じて5段階で★表示



※既存建築物でも活用可能

第7条ガイドラインを踏まえたデザイン

<既存建築物が基準適合していることをアピール>

- **既存建築物の省エネ改修をして、基準適合とした場合のアピール**
⇒行政庁による認定を受け、基準適合認定マーク(eマーク)を表示



※適合性判定(非住宅2000m²以上)、届出(300m²以上2000m²未満)、又は誘導基準認定(容積率特例)等の申請書類(一次エネルギー消費量算定結果)を活用可能

建築物省エネ法等の基準の施行・廃止等のスケジュール

	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度			
	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
建築物省エネ法	エネルギー消費性能基準															
	誘導基準															
	住宅トップランナー基準															
現行省エネ法	平成25年判断基準	届出・指示等				改正				廃止						
	住宅事業建築主基準	報告徴収・勧告								廃止						
エコまち法	低炭素認定基準	容積率特例				改正										
(参考)品確法	評価方法基準(新築)	表示				改正										
	評価方法基準(既存)					表示,改正										

◆現行省エネ法に基づく修繕・模様替え、設備の設置・改修の届出、定期報告制度については、平成29年3月31日をもって廃止。

「建築物省エネ法のページ」をつくりました。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html

「建築物省エネ法のページ」で検索

講習会のお知らせや、制度の概要などを見ることができます。今後、制度のわかりやすい解説など、内容を充実していく予定です。

主なコンテンツ

- 政省令・告示
- 概要説明会・講習会の日程、資料及びQ&A
- 法律の概要パンフレット
- 表示制度の概要パンフレット

○ 省エネルギー基準に関する情報ページのご案内

■ 住宅・建築物 省エネルギー基準等 算定・届出の総合サポート

<http://lowenergyjsbc.or.jp/top/>

講習会テキスト等の参考書、FAQなどの情報を公開していますのでご活用下さい。

■ 省エネサポートセンター

サポートセンターでは、以下の事項に関するご質問を受け付けています。

1. 建築物省エネ法に関する事項
2. 低炭素建築物に関する事項
3. 現行省エネ法に関する事項

・受付時間：平日9:30～12:00／13:00～17:30

・メール：q30ene@jsbc.or.jp

・FAX：03-3222-6610

・TEL：0120-882-177

※ご質問の前にFAQ(よくある質問と回答)をご確認ください。

<http://lowenergyjsbc.or.jp/top/faq/>

※電話は混み合って通じない事がありますので、なるべくメール、FAXをご利用ください。